

# 特定健康診査・後期高齢者健康診査【集団健診】について

ID 665644599 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

糖尿病や高血圧などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、放置すると心筋梗塞や脳卒中といった命の危険を伴う大きな病気を引き起こします。生活習慣病予防の第一歩として健康診査を受けましょう。

## 日時・場所

| 日程        | 場所         |
|-----------|------------|
| 11月29日(土) | 生涯学習センター   |
| 11月30日(日) | 総合保健福祉センター |
| 12月1日(月)  |            |
| 12月3日(水)  | 児童科学館      |

※受付時間 午前9時15分～11時45分

**対象** 次のすべてに該当する方

- ①令和7年度に健康診査を受けていない方
- ②津島市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方
- ③昭和61年3月31日以前生まれの方

**健診内容** 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察、心電図、眼底検査

**自己負担金** 無料

**定員** 各日60人(先着)

**申込** 10月31日(金)～11月14日(金)に下記二次元コードから、または電話で申し込みください。

※申込締切後も定員に空きがあれば、電話で受け付けます。

**その他**

- ・後日日程調整の電話をすることがあります。
- ・健康診査の約1週間前にご案内を送付します。受診方法など詳しくはそちらをご覧ください。



## 第64回青少年によい本をすすめる県民運動

10月は強調月間

「育てよう 豊かな心 読書から」

問合 県青少年育成県民会議事務局 ☎052-954-6175

愛知県では、読書を通じて豊かな心を育み、青少年の健全育成を図るため読書感想文・感想画を募集します。

**申込** はがきに住所、氏名、学校名・学年、または職業、年齢を明記のうえ、本の作品名、簡単な感想文・感想画を記入して下記へ。 ※11月4日(火)必着

**申込先** 〒460-8501 愛知県庁内愛知県青少年育成

県民会議事務局「読書感想文・感想画」係  
※選考により、全国共通図書カードまたは図書をお贈りします。

**主催** 愛知県、愛知県青少年育成県民会議

## 募集・推薦図書

| 幼児向け              | 小学校低学年向け                  |
|-------------------|---------------------------|
| ぎゅっだーいすき!         | キミのからだはキミのもの              |
| あーっとかたづけ          | やさいのはな なんのはな?             |
| きらきらぴかぴかもようだいすき   | たんだのたんけん                  |
| 小学校中学年向け          | 小学校高学年向け                  |
| ひとりかもしれない         | ともに生きる山のツキノワグマ            |
| ぼくのなかみは なにでできてるのか | 人間になりたかった犬                |
| シャーロットのおくりもの      | 夜の小学校で                    |
| 中学生向け             | 高校生・青年向け                  |
| 6days遭難者たち        | 夜と跳ぶSHIBUYA STREET SKATER |
| 命をつないだ路面電車        | アナタノキモチ                   |

# 津島市行財政改革推進計画令和6年度実績報告

市では、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、平成28年度から令和7年度までの「津島市行財政改革推進大綱」を策定し、その実施計画として令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした「津島市行財政改革推進計画(第2次)」を策定し、行財政改革の推進に努めています。

令和3年度から6年度までの実績は次のとおりです。

## 基本目標1 持続可能な財政運営の推進

(単位:千円)

| No. | 取組事業名            | 主な取組内容  | 令和3～6年度<br>目標額 | 令和3～6年度<br>効果額(実績) | 達成率    |
|-----|------------------|---|----------------|--------------------|--------|
| 1   | 歳入の確保            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと応援寄附金返礼品・企業版ふるさと納税等事業</li> <li>市有財産の有効活用</li> <li>収納率の向上(一般会計)</li> <li>企業誘致の推進</li> </ul> | 1,995,543      | 2,198,651          | 110.2% |
| 2   | 公共施設の適正配置        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のあり方の見直し</li> </ul>  | 118,071        | 118,071            | 100.0% |
| 3   | 企業・特別会計事業の健全化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上(国民健康保険税)</li> <li>下水道接続率の向上</li> </ul>  | 2,027,416      | 1,750,832          | 86.4%  |
| 合計  |                  |   | 4,141,030      | 4,067,554          | 98.2%  |

## 基本目標2 効率的・効果的な行政運営の推進

(単位:千円)

| No. | 取組事業名                 | 主な取組内容  | 令和3～6年度<br>目標額 | 令和3～6年度<br>効果額(実績) | 達成率    |
|-----|-----------------------|---|----------------|--------------------|--------|
| 1   | 効率的な行政経営の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>市単独補助金の見直し</li> </ul>                                | 241,768        | 251,799            | 104.1% |
| 2   | 協働・連携事業の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>他市町村との広域連携の推進</li> <li>学校・企業等との連携</li> </ul>         | 1,600          | 2,402              | 150.1% |
| 3   | デジタル化の推進による新しいサービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>AI総合案内サービスの活用</li> <li>ICT教育の推進(市内12小中学校)</li> </ul> | —              | —                  | —      |
| 合計  |                       |   | 243,368        | 254,201            | 104.5% |

## 基本目標3 適正な人事管理の推進および良好な職場環境の実現

(単位:千円)

| No. | 取組事業名       | 主な取組内容  | 令和3～6年度<br>目標額 | 令和3～6年度<br>効果額(実績) | 達成率    |
|-----|-------------|---|----------------|--------------------|--------|
| 1   | 適正な事務運営人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的かつ適正な定員管理の実施</li> <li>給与等の適正化の推進</li> <li>通勤手当の見直し</li> </ul> | 45,696         | 49,159             | 107.6% |
| 2   | 人材育成の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成環境の整備(人材育成基本方針の策定・推進)</li> </ul>                             | —              | —                  | —      |
| 3   | 良好な職場環境     | <ul style="list-style-type: none"> <li>福利厚生の適正化</li> <li>時間外労働時間の削減</li> </ul>                          | 300,316        | 276,287            | 92.0%  |
| 合計  |             |   | 346,012        | 325,446            | 94.1%  |

行財政改革の取組み(効果額) 令和6年度は、目標額1,254,914千円に対し、効果額844,110千円となり、平成28年度から令和6年度までの9カ年では、7,953,184千円の効果額となりました。

(単位:千円)

| 年度                 | 目標額       | 効果額       | 達成率    |
|--------------------|-----------|-----------|--------|
| 令和6年度              | 1,254,914 | 844,110   | 67.3%  |
| 令和5年度              | 1,216,871 | 923,483   | 75.9%  |
| 令和4年度              | 1,180,804 | 1,757,454 | 148.8% |
| 令和3年度              | 1,077,821 | 1,122,154 | 104.1% |
| 平成28年度～<br>令和2年度の計 | 2,493,673 | 3,305,983 | 132.6% |
| 9カ年計               | 7,224,083 | 7,953,184 | 110.1% |

## 今後に向けて

子育て支援やまちづくりなどを推進しながら、持続可能な行財政運営を目指します。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616



# 財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化、再生を促すため、各地方公共団体は、毎年、健全化判断比率および資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

令和6年度決算に基づき算定された津島市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。前年度に引き続きすべて基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態にあると言えます。

これからも行財政改革を徹底して行い、財政の健全化に努めてまいります。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616

## 健全化判断比率

(単位:%)

|       |         | 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率      | 実質公債費比率 | 将来負担比率      |
|-------|---------|--------------|---------------|---------|-------------|
| 令和6年度 | 比率      | —<br>(△10.6) | —<br>(△24.3)  | 5.5     | 9.1         |
|       | 早期健全化基準 | 12.83        | 17.83         | 25.0    | 350.0       |
|       | 財政再生基準  | 20.00        | 30.00         | 35.0    |             |
| 令和5年度 | 比率      | —<br>(△8.84) | —<br>(△28.57) | 4.9     | —<br>(△1.0) |

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—(該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を(△)で示す。

## 資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)

(単位:%)

|       | 市民病院事業会計     | 下水道事業会計       | 上水道事業会計       |
|-------|--------------|---------------|---------------|
| 令和6年度 | —<br>(△3.3)  | —<br>(△71.1)  | —<br>(△105.2) |
| 令和5年度 | —<br>(△11.4) | —<br>(△110.4) | —<br>(△109.9) |

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示し、参考に資金剰余の比率を(△)で示す。

## 用語の説明

| 用語       | 説明   |
|----------|--|
| 実質赤字比率   | 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの(普通会計の赤字の割合)   |
| 連結実質赤字比率 | すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示したもの(すべての会計の赤字の割合)                               |
| 実質公債費比率  | 借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの(年間の収入に対して借入金の返済のために支払う額の割合)  |
| 将来負担比率   | 地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの(年間の収入に対して将来支払っていく可能性のある負担額の割合) |
| 資金不足比率   | 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの(年間の収入に対して不足している資金の割合)                                    |

# 10月は「クリーン排水推進月間」 および「浄化槽強調月間」です

ID 971278332 ID 177037120

家庭から出る生活排水は、川や海を汚す主な原因となっています。生活排水の発生量を減らすことや、浄化槽等で適切に処理することで、持続可能な水利用にご協力ください。

## 生活雑排水の汚れを減らすには

家庭の台所や洗濯、風呂等から出る排水(生活雑排水)について、次の取り組みを実践しましょう。

### 台所

- 食材は必要な分だけ購入し、無駄なく食べきることで、食べ残し・飲み残しを減らす。
- 流し台の三角コーナーや排水口に水切りネット等を取り付け、調理くずを流さないようにする。
- お米のとぎ汁は、床掃除や家庭菜園の肥料として用いる。
- 使用済み油は、新聞紙等に吸わせるか、凝固剤で固めるか、鹿伏免最終処分場に搬入する。

### 洗濯・風呂

- 洗濯洗剤やシャンプー等は適量を使う。

## 生活排水を適切に処理するには

単独処理浄化槽は、トイレから出る排水(し尿)のみを処理するため、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽に比べて、約8倍の量の汚れが排出されてしまいます。

市では、**汲み取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を行っています**。市ホームページで確認のうえ、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換または下水道への接続をご検討ください。

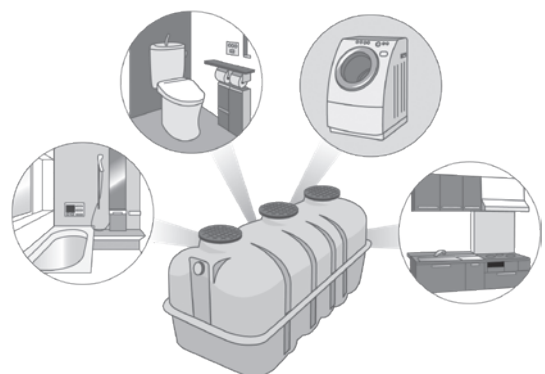
## 浄化槽を正しく管理しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理するため、水環境の保全に大きく貢献しています。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能は発揮されません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、清掃・保守点検・法定検査を行う義務を課しています。

| 管理内容 | 実施内容                     | 実施業者または機関                               | 連絡先   | 実施回数                  |
|------|--------------------------|---|---|-----------------------|
| 清掃   | 浄化槽にたまった汚泥の汲み取り          | エコ環境(株)<br>(有)大政<br>尾西清掃(株)<br>(有)吉川清掃社 | ☎0120-222-652<br>☎25-7374<br>☎26-2908<br>☎26-4918       | 年1回以上                 |
| 保守点検 | 浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検 | 愛知県知事の登録を受けた業者                          | 海部県民事務所<br>環境保全課<br>☎24-2111<br>市生活環境課環境保全G<br>☎55-9368 | 浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表) |
| 法定検査 | 浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など      | (一社)愛知県浄化槽協会                            | ☎052-481-7160   | 年1回                   |

| 処理方式 |                              | 回数       |
|------|------------------------------|----------|
| 合併   | 分離接触ばっ気方式<br>(20人槽以下)        | 4か月に1回以上 |
|      | 嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>(20人槽以下)      |          |
| 単独   | 全ばっ気方式<br>(20人槽以下)           | 3か月に1回以上 |
|      | 分離ばっ気方式<br>(20人槽以下)          | 4か月に1回以上 |
|      | 散水ろ床方式<br>平面酸化床方式<br>地下砂ろ過方式 | 6か月に1回以上 |



問合 海部県民事務所環境保全課 ☎24-2111  
市生活環境課環境保全G ☎55-9368

# 下水道についてのお願い

## 下水道が整備されてもまだ接続されていない方へ

### 下水道の役割

日常生活を送るうえで、台所や風呂、トイレなど、さまざまな形で水を使います。生活排水や工場排水は、蚊・ハエの発生源となったり悪臭が発生したりします。また、川や海が汚れて魚などの生物が住めなくなるなど水環境の悪化を招いてしまいます。

下水道は、家庭などからの排水を集めてきれいにし、自然に戻す重要な役割を果たしています。私たちの快適な暮らしや自然環境を守るため、下水道の整備はなくてはならない事業なのです。

下水道が完成すると、みなさんのご家庭で水洗トイレを使用したり、台所、お風呂などの汚水も下水道に流すことができます。しかし、せっかくできあがった下水道も、各家庭に接続していただかないと、地域一帯の生活環境の改善が進みません。

下水道が使えるようになった地域のご家庭(浄化槽をお使いの家も)は、**1日も早く下水道に接続(水洗化・改造工事)しましょう。**

※工事は津島市指定工事店へ依頼してください。

下水道のご使用にあたっては右をご覧ください。

## ご家庭が下水道につながると…



川や海がきれいになります



街並みが清潔になります



トイレが水洗化できます

## 下水道をご使用の方へ

### 下水道は正しく使いましょう

下水道ができたからといって、何でも流していいということはありません。下水道は、快適な生活環境をつくりだすための大切な公共の財産です。

大切な下水道を末長く使うため、以下のものは流さないように注意してください。



#### 詰まる原因になるもの

おむつやタバコなど水に溶けないものは下水管に詰まるおそれがあります



#### てんぷら油などの廃油

管内で固まり機能を低下させます



#### 野菜くずや残飯

下水管に詰まるおそれがあります



#### 有機溶剤

ガソリン、シンナー、アルコール類等は下水管内で爆発を起こす原因となります

## 下水道接続に関することは下記二次元コードをご活用ください



供用開始区域



下水道接続  
促進補助金



下水道接続  
補助金適用区域



指定工事事業者

問合せ 下水道工事に関すること  
下水道への接続や受益者負担金に関すること

工務課工務G ☎55-9748  
管理課管理G ☎55-9728

# 10月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。  
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

| 相談名                      | 日時  | 場所                        | 問合せ  |
|--------------------------|---|---------------------------|--|
| 行政相談                     | 3日、11月7日<br>午前10時～正午                                      | 市役所1階相談室                  | 秘書広報課秘書G<br>☎24-1123                       |
| 弁護士相談(要予約)               | 7、21日、11月4日<br>午後1時～3時                                    | 総合保健福祉センター<br>2階市民相談室     | 社会福祉協議会 ☎25-8411                           |
| みんなの人権110番               | 月曜日～金曜日(祝日は除く)<br>午前8時30分～午後5時15分                         | 法務局・地方法務局および<br>その支局の窓口   | ☎0570-003-110                              |
| 高齢者の健康相談                 | 7、14、21、28日、11月4日<br>午後1時～3時                              | 老人福祉センター                  | ☎28-7561                                   |
| 高齢者の健康相談                 | 1、8、15、22、29日、11月5日<br>午後1時～3時                            | 神島田祖父母の家                  | ☎32-2151                                   |
| 認知症相談                    | 月曜日～金曜日(祝日は除く)<br>午前10時～午後4時                              | —<br>(電話相談)               | 公益社団法人<br>認知症の人と家族の会愛知県支部<br>☎0562-31-1911 |
| 家庭児童相談                   | 月曜日～金曜日(祝日は除く)<br>午前8時30分～午後5時15分                         | 総合保健福祉センター<br>2階こども家庭センター | ☎24-0350                                   |
| 年金相談(要予約)                | 23日 午前10時～午後3時<br>予約開始は10月1日午前9時から                        | 市役所1階相談室                  | 保険年金課医療・年金G<br>☎24-1114                    |
| 法律相談(要予約)                | 14日<br>午後1時～4時  | 市役所1階相談室                  | 総務デジタル課庶務G<br>☎55-9606                     |
| 消費生活相談                   | 月曜日～金曜日(祝日は除く)<br>午前9時～午後4時30分                            | 海部総合庁舎1階                  | 海部地域消費生活センター<br>☎23-0150                   |
| 創業・経営 個別無料相談会<br>(要予約)   | 3、9日<br>午前9時～午後5時   | 津島商工会議所相談室                | 津島商工会議所 ☎28-2800                           |
| 労働者特別相談・<br>労働者金融相談      | 月曜日～金曜日(祝日は除く)<br>午前9時30分～午後4時30分                         | —<br>(電話相談)               | 労働者安心ネットワークセンター<br>☎0120-81-1505           |
| ファミリー・サポート・センター<br>移動事務所 | 17日<br>午前10時30分～正午  | 東地区<br>子育て支援センター          | ファミリー・サポート・センター<br>☎55-7708                |
| 手話通訳者設置日                 | 1、2、8、9、15、16、22、23、29、<br>30日、11月5、6日<br>午前9時～正午、午後1時～4時 | 市役所福祉課                    | 福祉課福祉G<br>☎24-1138 ☎24-1115                |

## 津島データファイル

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <b>人口と世帯</b><br>(外国人を含む)  | 総数……59,180人( -34)<br>男……29,269人( -13)<br>女……29,911人( -21)<br>世帯数……27,645世帯( +5)<br>9月1日現在、( )は前月比 |
| <b>市内の交通事故・犯罪</b><br>[7月] | 事故発生件数……22件(132件)<br>うち死亡者……0人( 2人)<br>犯罪発生件数……38件(261件)<br>( )は令和7年中の累計                          |
| <b>市内の火災</b>              | 7月……1件(10件)<br>( )は令和7年中の累計   |
| <b>救急車の出勤回数</b>           | 7月……311件(2,173件)<br>( )は令和7年中の累計  |

## 今月の市税や料金など

納期限 令和7年10月31日(金)

市民税・県民税…第3期 国民健康保険税…第4期  
介護保険料…第7期 市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…10月分  
後期高齢者医療保険料…第4期 下水道事業受益者負担金…第2期

## 市税の今後の納期

|             | 11月 | 12月 | 1月  |
|-------------|-----|-----|-----|
| 市民税・県民税     | —   | —   | 第4期 |
| 固定資産税・都市計画税 | —   | 第3期 | —   |
| 国民健康保険税     | 第5期 | 第6期 | 第7期 |

## 税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。  
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

### 取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)